環境・農水常任委員会資料 平成30年(2018年)3月9日(金) 琵琶湖環境部循環社会推進課

資料 1

滋賀県災害廃棄物処理計画(原案)に対して提出された 意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

1. 県民政策コメントの実施結果等

平成29年(2017年)12月20日(水)から平成30年(2018年)1月19日(金)までの間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱に基づき、滋賀県災害廃棄物処理計画(原案)についての意見・情報の募集を行った結果、8名(法人・団体含む)から28件の意見が提出されました。また、並行して実施した市町等への意見照会により、1市から3件の意見が提出されました。

これらの意見・情報について、内容ごとに整理し、それらに対する考え方を次に示します。 なお、取りまとめにあたり、提出された意見・情報の一部は、その趣旨を損なわない範囲 で内容を要約したものとなっています。

また、意見等の該当ページは、県民政策コメントで公表した滋賀県災害廃棄物処理計画(原案)によっています。

2. 提出された意見・情報の内訳

(件)

項目	県民 法人・団体	市町等	合計
第1章 基本的事項	7	1	8
第2章 平常時の災害廃棄物対策	5	0	5
第3章 発災後の災害廃棄物対策	4	2	6
その他 (計画原案で示していない事項に関する意見)	1 2	0	1 2
合計	2 8	3	3 1

3. これまでの経緯

平成28年6月16日 環境・農水常任委員会(計画策定について)

平成29年3月9日 環境・農水常任委員会(現状・課題、方向性等)

平成 29 年 10 月 3 日 環境・農水常任委員会 (素案) 平成 29 年 12 月 15 日 環境・農水常任委員会 (原案)

4. 主なスケジュール

平成30年3月9日 環境・農水常任委員会(県民政策コメント結果等)

平成30年3月中~下旬頃 計画策定・公表

5. 滋賀県災害廃棄物処理計画(原案)に対して提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方

No	頁	記載箇所名	意見・情報(概要)	意見・情報に対する考え方
第1	章	基本的事項		
第5	節. 対	対象とする災害と災	纟害廃棄物	
1	P7	1. 対象とする	対象とする災害は「地震災害、水	国の「災害廃棄物対策指針」におい
		災害	害およびその他自然災害」と記載さ	て、対象とする災害は「地震災害、水
			れているが「その他自然災害」につ	害およびその他自然災害」とされ、同
			いてどのような災害であるか具体的	指針どおりの記載であることから原
			に明記してはどうか。	案どおりとします。
2	P8	2. 対象とする	災害廃棄物は一般廃棄物であって	御意見の点は、P8「2.対象とする
		災害廃棄物	産業廃棄物ではない。原則として市	災害廃棄物」および P13「第 7 節 .
			町に処理責任があるのでしっかり対	災害廃棄物処理に係る各主体の主な
			応してもらいたい。	役割」の「1. 市町の役割」に記載し
3			災害廃棄物を処理する責任はどこ	ています。
			にあるのか、誰が処理するのか明確	こうしたことは会議や研修等の場
			にしておくことが誤認識防止や適切	で引き続き市町に周知します。
			な行動につながる。	
4			災害廃棄物は一般廃棄物であり原	
			則として市町が処理する旨の記載は	
			あるが、今後、本計画を市町が参考	
			とするため、その点を市町に強く示	
			すべき。	
5	P12	6. 災害廃棄物	災害時には廃棄物処理業者の社員	収集運搬体制に係る試算方法等は
		の収集運搬体制	の被災や資機材破損の可能性もあ	資料編 P34 に記載しています。試算で
			る。また、災害対応以外に通常業務	は、個々に把握可能な車両保管場所の
			もある。こうしたことも踏まえた収	被災等は考慮していますが、処理業者
			集運搬体制の現状把握が必要。	の社員の被災など把握困難な試算条
6	P12		災害廃棄物の収集運搬体制の記載	件もあります。試算は把握可能な条件
			があるが、どのような算出方法と根	に基づくものであり、こうしたことも
			拠があるのか。また、災害時の収集	考慮しつつ収集運搬体制を検討する
			運搬車両台数を把握できているか。	よう市町に助言することとします。
				なお、国で検討予定の運搬車両に係
				る算定方法が今後示された段階で見
				直すことも検討します。
7	P12		県全体の生活ごみ等・し尿の発生	市町ごとの状況は、今後策定される
			量と収集運搬能力等が記述されてい	市町の災害廃棄物処理計画において、
			るが、市町ごとの状況を記載すべき。	処理体制の方針等と併せて記載され
				るものと考えており、県の計画では県
				全体の状況の記載としています。
				なお、県は市町が計画に記載される

No	頁	記載箇所名	意見・情報(概要)	意見・情報に対する考え方		
				上で必要な助言や情報提供等を行い		
				ます。		
第7	第7節 災害廃棄物処理に係る各主体の主な役割					
8	P13	1. 市町の役割	「一般廃棄物処理計画に災害廃棄	災害廃棄物処理計画と、一般廃棄物		
			物対策に関する施策を規定するとと	処理計画および地域防災計画の関係		
			もに、災害廃棄物処理計画を策定」	性については、第2節.計画の位置づ		
			と記載されているが、市町は「地域	け(P2)に図示していますが、地域防		
			防災計画」でも災害廃棄物について	災計画等と整合を図る旨の記述が不		
			記載している。「一般廃棄物処理計	足しており以下のとおり修正します。		
			画」にだけ規定するのでは「地域防			
			災計画」との整合が図れなくなる。	【修正後】		
				平常時から、 災害廃棄物に係る国の		
				計画・指針や滋賀県災害廃棄物処理計		
				画、地域防災計画等との整合を図りな		
				がら、一般廃棄物処理計画に災害廃棄		
				物対策に関する施策を規定するとと		
				もに、災害廃棄物処理計画を策定…		
第2	章	平常時の災害廃棄物	为 対策			
第 1	節. ³	平常時(発災前)の	災害廃棄物対策			
9	P24	1. 市町の災害	多くの市町が同時に被災するの	本計画の策定と併せて、市町災害廃		
		廃棄物処理計画	で、混乱を防ぐためには計画内容の	棄物処理計画モデル(=計画のひな		
		策定に係る支援	多くを県内市町で統一することが望	形)を提供するほか、研修や図上訓練		
			ましく、策定を円滑に行うため具体	等により、災害時に適切に機能する災		
			的な策定手順書等が必要。	害廃棄物処理計画となるよう市町の		
10			計画を作成する際、関係団体と協	取組を支援します。		
			議を行うよう市町に助言されたい。	また、計画策定に当たり、必要に応		
				じて関係団体と調整されるよう、引き		
11			今後、市町で策定される計画が有	続き市町に助言します。		
			事に機能するよう具体的な連絡先や			
			連絡手段、必要な施設、設備を確保			
			されるべき。 			
12	P25	4 本町におけ	「佐記」け「皮産畑加田佐記」よ	知音目も外すう 下記のしむり校工		
12	F Z O	4. 市町における廃棄物処理体	「施設」は「廃棄物処理施設」が 適切。施設の稼働だけでなく、収集	御意見を踏まえ、下記のとおり修正		
		る廃業物処理体 制の整備に係る	適切。施設の修働にけどなく、収集 運搬の継続も重要。	します。		
		削の登傭に除る 支援	注源の秘別も美女。	【修正後】		
		人 饭				
				災害時に <u>廃棄物処理</u> 施設の稼働 <u>や</u>		
				収集運搬業務 を継続するために必要		
				な人員・連絡体制…		

No	頁	記載箇所名	意見・情報(概要)	意見・情報に対する考え方
13	P29	9. 災害廃棄物	廃棄物の排出段階で分別ルールを	分別の区分は、市町が各々の地域事
		の処理方法の事	可能な限り定めることが円滑な収集	情(例. 処理施設の処理能力、収集量、
		前検討等	運搬・処理につながる。	コストなど)を勘案して定められてい
			特に他府県等から支援を受ける場	るものです。近年の災害事例でも、市
			合、市町によって分別ルールが異な	町は平常時の分別の区分を基本とし
			ると混乱を来すおそれがあるため、	た上で、発生した廃棄物の種類・性状、
			県下共通のルールを定めた方がよ	処理施設の状況を考慮して適切に分
			ιν _°	別して処理されているところです。
				なお、御意見のとおり、処理を進め
				る上で適切な分別は重要であり、市町
				で定めた分別の区分・方法を広く周知
				する旨を P26・P36 の「県民等への情
				報提供」の箇所に記載しています。
第3	章	発災後の災害廃棄物	对策	
第2	節. 身	発災後の災害廃棄物	加理の対応	
14	P30	3.情報収集・連	「災害廃棄物処理に必要な情報」	ここでいう「災害廃棄物処理に必要
		絡調整等	とは、発災後に受け入れ可能な処理	な情報」とは、建物・廃棄物処理施設・
			施設についての情報のことか。	各種インフラ等の被害状況など、災害
				廃棄物処理に関する取組全般を進め
				る上で必要な情報を指し、具体的には
				P31「図表41 想定される情報項目」等
				のことです。
				文言の趣旨をより明確にするため、
				以下のとおり修正します。
				【修正後】
				…災害廃棄物処理に 関する 必要な
				情報を収集し、連絡調整を行います。
				なお、廃棄物処理施設の情報につい
				ては、P24の「2. 廃棄物処理施設の
				施設情報の把握・情報共有」に記載の
				とおり情報共有を進めていきます。ま
				た、市町に対しても他市町や民間の処理なるように
				理施設との連携を進められるよう助
				言します。

No	頁	記載箇所名	意見・情報(概要)	意見・情報に対する考え方
15	P31	3. 情報収集・	道路状況の情報提供に留まらず、	道路の復旧については、「滋賀県地
		連絡調整等	運搬に係る県道、国道の優先復旧の	域防災計画(震災対策編)」の「第13
			調整をお願いしたい。	節 道路施設応急対策計画」に基づき、
	P33	5. 処理体制の		緊急輸送道路ネットワークが機能す
		構築		るよう、優先順位を設定し、道路管理
		(3)収集運搬		者間で連携を図りつつ行うとされて
		体制の構築等		います。
16			車両燃料について、緊急車両に準	また、車両燃料については、「滋賀
			じた優先権を確保する努力も検討し	県地域防災計画(震災対策編)」の「第
			てもらいたい。	15節 飲料水・食料・生活必需品・燃
				料等の供給計画」の燃料供給計画に基
				づき、災害応急対策活動に必要な燃料
				を確保するとされています。
				以上を踏まえて、道路の復旧や車両
				燃料の確保について、状況把握し、必
				要に応じて関係機関と調整を図るこ
				ととし、以下のとおり修正します。
				P31 3. 情報収集·連絡調整等
				図表41 想定される主な情報項目に
				「燃料確保の状況」を追記。
				P33 (3) 収集運搬体制の構築等
				以下を追記。
				〇 災害廃棄物の収集運搬に必要な
				道路の復旧および車両燃料の確保等
				について、必要に応じて関係機関等と 調整を図ります。
17	44	11. 災害廃棄物	│ │ │ 廃タイヤや石綿含有廃棄物、ソー	調金を図ります。 御意見で挙げられた廃棄物につい
' '	44	II. 炎音焼果物 処理の実施	焼ダイヤや石柿呂有廃業物、ノー ラーパネル、有害廃棄物・適正処理	一脚息兒で挙げられた廃業物にづい。 ては、熊本地震において被災市町が対
		近壁の天旭 (2)災害廃棄	フーバボル、有吉焼業物・過止処理 困難物等について、市町は平時の処	には、熊本地震において被炎形間が対
		(2)火音焼果 物の適正な処	四無初寺について、川町は平時の処	の処理委託や、販売店・メーカー・関
		神の過止な処 理・処分	壁ルートを持っておらり、W直場へ の搬入量が少ないうえに、長期間保	の処理要託や、販売店・メーカー・
		左	の	なると考えています。
			信ができないため、品目を限定して、 広域で処理することはできないか。	なると考えています。 なお、市町において災害廃棄物処理
			14% CATIOCCIA CCAVIN'S	おいて、以音楽をがから、計画策定と併せて処理方法や処理ル
				一ト等についても検討されるよう、助
				言、情報提供を行います。
				DI INTRICENCE II V 6 7 0
]			

頁	記載箇所名	意見・情報(概要)	意見・情報に対する考え方
44	11. 災害廃棄物	災害時にはPCB含有機器が保管	PCB含有機器等については、PC
	処理の実施	場所・使用場所から流出する可能性	B特措法や滋賀県PCB廃棄物処理
資	(2)災害廃棄	がある。保管場所や使用場所を把握	計画に基づき早期の処理完了に向け
料	物の適正な処	する県が責任を持って被災当日に現	て取組を進めているところです。
編	理・処分	状確認し隔離等の指導や仮処置をす	なお、廃棄物処理法やPCB特措法
P41		べきではないか。確認できなければ	等には保管場所に関する規定は無く、
	資料編	立入禁止措置等が必要。確認後、所	適切な保管は事業者の責務とされて
	(7) PCB含	有者に返却や保管指導等を行う方が	おり、従来からPCB保管事業者等に
	有機器	良い。	は飛散や流出の防止等の措置を講ず
		ハザードマップ等で災害予測地に	るよう指導しているところです。
		保管してはならない旨の指導を行わ	御意見の趣旨を踏まえ、災害が予測
		ないのはなぜか。被災の可能性が低	される所で保管される事業者には、今
		い保管場所をあらかじめ提供するこ	後とも機会を捉えて適切な対応が行
		とで被災時に余計な手間が省ける。	われるよう促していきます。
			また、災害発生時にはPCBの保管
			状況等の情報に基づき速やかに現状
			を確認し、流出が生じていた場合は当
			該所有者において必要な保全措置お
			よび処理が行われるよう指導してま
			いります。
他(記	計画原案で示してし	いない事項に関する意見)	
		具体的な行動を記載したマニュア	本計画は災害廃棄物処理に係る県
		ルの作成が必要ではないか。	全体の基本方針等を定めるものであ
		災害時の具体的行動を示したマニ	り、処理業務の具体的方針等は処理主
		ュアルが必要である。	体となる市町の災害廃棄物処理計画
		具体的にどのように対応するのか	等で定めることとなります。
		決めておく必要がある	県の対応手順の詳細は、本計画の策
		計画とは、いつ(when)、どこで	定を踏まえて、既存のマニュアルを改
		(where)、誰が(who)、何を(what)、	定する中で検討していきます。
		なぜ(why)、どのように(how)を	また、適正かつ迅速な処理ができる
_	_	組み立てたもの。県計画案は漠然と	よう災害廃棄物処理に係る図上訓
		していて弱く「計画」ではなく「占	練・研修等を実施する予定です。
		フョンすることで早崎唯体中心ル院 乗物処理業者や災害廃棄物の受入れ	
		果初处坪未有12火青角里初107岁14	
	44 資料編 P41	44 11. 災害廃棄物 処理の実施 (2) 災害廃棄 物の適正な処理・処分 P41 資料編 (7) PCB含 有機器	44

No	頁	記載箇所名	意見・情報(概要)	意見・情報に対する考え方
24			個々の市町への助言、情報提供に	市町において災害廃棄物処理計画
			留まらず県、市町、団体で全体的な	が策定され、効果的に取組が進むよ
			協議を行い、情報共有し協力する必	う、今後も引き続き、市町や関係団体
			要がある。	との意見交換や情報共有等を図って
25			災害廃棄物は一般廃棄物であり、	いきます。
	-	-	処理責任は各市町にあるが、助言・	また、今後、関係者を含めた図上訓
			情報提供だけでなく具体的な連携を	練・研修等を実施し、より一層具体的
			協議しておく必要がある。	な連携を深め、実効性を高めていきま
26			全県的対応を考え、県、市町、関	す。
			 係団体の協議・協力が必要。県が中	
			 心的役割を果たすべき。	
27			災害廃棄物を受け入れる市町は、	市町が災害廃棄物処理計画を策定
			受け入れについて、処理施設の近隣	する際、他市町等からの受援だけでな
	-	-	住民や関係市町等に説明し、コンセ	く、被災した他市町等への支援に係る
			ンサスを得ておくべき。相互の信頼	御意見の点も考慮されるよう助言し
			関係が生まれ、迅速に処理できる。	ます。
28			災害時の廃棄物発生と仮設トイレ	国の「災害廃棄物対策指針」や「避
			設置抑制および公衆衛生等を考える	難所におけるトイレの確保・管理ガイ
			と、避難場所には、下水道ではなく	ドライン」等を踏まえ、本計画では仮
			災害に強い浄化槽を推進すべき。	設トイレの設置を想定しています。
29			災害時の廃棄物と仮設トイレ設置	浄化槽が災害に強い旨は環境省も
			台数の抑制、公衆衛生の観点から避	HP等で示しており、県としてもこう
			難場所には浄化槽を推進すべき。	したことについて引き続き周知しま
30			避難所には下水道よりも地震に強	す。
			く仮設トイレよりも衛生的な浄化槽	なお、下水道については順次、耐震
			を設置した方が良い。	対策を進めているほか、被災した場合
31	_	_	災害時における浄化槽の復旧に要	でも応急措置や災害復旧工事により、
			する期間は下水道より短い。浄化槽	早急に機能復旧するためのBCP計
			は災害に強い構造であるため、避難	画を定めているところで、今後もこう
			場所や人が集まる場所に設置するこ	したハード対策・ソフト対策の両面か
			とで公衆衛生、廃棄物量、仮設トイ	ら下水道の危機管理に努めていくこ
			レ等で寄与できる。	ととしています。
			希望が丘文化公園は、援助物資集	また、希望が丘文化公園に関する御
			出荷や広域陸上輸送拠点に位置付け	意見は防災対策に係る意見であり、本
			られ、周辺の防災拠点とも連携する	計画の対象外と考えますが、御意見に
			災害対策上の拠点施設の役割を果た	ついては関係課と情報共有します。
			すことから、高い対応能力を備えて	
			いる必要がある。	